

# 豚流行性下痢(PED)防疫マニュアルが策定・公表されました

今回の流行を踏まえ、国、都道府県及び農家を含めた関係者の役割分担、発生予防・まん延防止の具体的な手法等を記載したマニュアルが策定・公表されました。主な内容は次のとおりです。

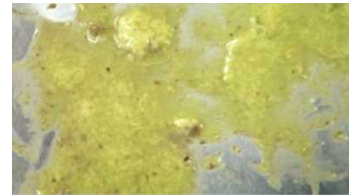
## ○本病を疑う家畜発見時の対応

家畜の所有者は、農場内で次に示す症状のいずれかの場合に該当する家畜(所見)を発見した場合には、**直ちに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所**に通報する。(ただし、症状の原因が伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合はこの限りではない。)

- ① 複数(周辺農場で本病が発生している場合には1頭)の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚(離乳豚も含む)が、食欲不振、下痢(軟便から水様性)又は嘔吐を呈した場合



PED発症哺乳豚



未消化固形物を含む水様性下痢  
(写真は動物衛生研究所HPより)

## ○発生農場情報の共有

○ 県は、県内で本病の発生が確認された場合には、プレスリリース等の方法により、**発生的事实、発生地域(地区名又は市町村名、発生農場の経営形態等)**を公表する。

加えて、原則として、次の畜産関係者に対して**発生農場の農場名及び住所**を情報提供する。

- ① 発生農場を担当する家畜保健衛生所の管内に所在する養豚農場
- ② 発生農場が出荷等を行うと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場及び養豚農場(県外の場合には、当該都道府県畜産主務課)
- ③ 発生農場に出入りする獣医師、飼料運送業者(飼料メーカーを含む)、死亡獣畜収集運送業者、動物用医薬品販売業者、機材メーカー、家畜人工授精師、家畜商(家畜運送集荷業者)、農場指導員、養豚農場及び種豚業者
- ④ 県内の市町村の畜産担当の責任者
- ⑤ その他、県が必要と認める者

○ 非発生農場に復帰した場合には、適宜、その旨を上記の畜産関係者に対して情報提供する。

○ **提供を受けた情報は、本病のまん延防止の目的以外に使用したり、他者に漏らさないこと。(インターネット掲載も行わないこと)**



と畜場



家畜運送集荷業者

## ○特別防疫地域の指定・対応

### 地域の指定

○ 次の基準のいずれかに該当することが確認され、本病の発生予防・感染拡大防止を図るため、防疫措置の強化を行う必要があると判断する場合には、県は「**特別防疫対策地域**」を指定し、その旨公表する。

- ① 県内で1週間以内に2戸以上の農場で発生が確認された場合
- ② 養豚農場の多い地域での発生であるなど、周辺農場への拡散が危惧される場合
- ③ 隣接県で1週間以内に2戸以上の農場で発生が確認された場合
- ④ と畜場、化製場、共同たい肥場等の畜産関係施設を介した交差汚染により県内でのまん延が危惧される場合



健康観察



農場緊急消毒



消毒ポイント

### 地域内での対応

- 特別防疫対策地域内の豚飼養農場は、家畜伝染病予防法第52条の規定に基づき、**毎日、健康観察の結果を県に報告するとともに、週1度、哺乳豚の全死亡頭数を報告する。**
- 特別防疫対策地域内の豚飼養農場及びと畜場等は、出入口並びに豚飼養農場敷地内の豚舎周囲における**緊急消毒**を実施する。
- 必要に応じて、特別地域に**消毒ポイント**を設置する。

## ○発生農場からの出荷時の留意事項

家畜の所有者は、**出荷豚全頭**の健康状態を確認し、健康豚のみ出荷する。加えて、出荷先ごとに次の事項を実施する。

- ① と畜場への出荷の場合、事前に出荷日、出荷先、出荷頭数等を記載した**出荷計画書**を提出する。
- ② 繁殖農場から子豚市場への出荷の場合、種豚及び繁殖候補豚出荷の場合、出荷予定豚全頭のPCR検査を行い、陰性豚のみ出荷する。



出荷計画書

## ○非発生農場への復帰

農場全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から**8週間(56日間)**(PCR検査を実施した場合4週間(28日間))経過した場合、非発生農場復帰と判断することができる。



### 【問い合わせ先】

家畜防疫対策課	0985-26-7139	宮崎家畜保健衛生所	0985-73-1377
都城家畜保健衛生所	0986-62-5151	延岡家畜保健衛生所	0982-32-4308